

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）では、食習慣や生活様式の変化、喫煙の増加等により心血管疾患やがんといった非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）が全死因の 67%を占める。また、30歳から 70 歳までの経済活動が活発な世代における 4 つの主要な NCDs¹による死亡は、国民全体に占める全体の 22%に及ぶなど、NCDs が同国の保健セクターにおいて新たな課題と認識されている（世界保健機関（WHO）、2016 年）。しかしながら、公的医療サービスにおける NCDs の早期発見や早期治療のための環境は十分に整備されておらず、また、適切な検査や治療を受けるための治療費を自己負担せざるを得ない状況が一般的であり、特に貧困層の家計の圧迫要因となっている。

バングラデシュの保健セクターでは、当国政府が国家開発計画である「第 8 次 5 ヶ年計画」（2020/21～2024/25 年度）のほか、「第 4 次保健セクタープログラム」（2017 年 1 月～2023 年 6 月）（以下「4th HPNSP」という。）を策定し、包

¹ 心血管疾患、がん、慢性呼吸器疾患、糖尿病

括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の強化などを通じて 2030 年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」という。）達成に向けて取り組んでいる。その中で NCDs 対策に特化した事業計画であるオペレーショナルプラン（Operational Plan: OP）を策定する等、NCDs 対策に重点が置かれている。

JICA の技術協力プロジェクト「母性保護サービス強化プロジェクト（Safe Motherhood Promotion Project: SMPP）」フェーズ I（2006 年～2011 年）、フェーズ II（2011 年～2016 年）では、住民組織であるコミュニティサポートグループ（Community Support Group: CSG）を通じたコミュニティレベルにおける妊産婦・新生児支援活動などプライマリーヘルスケアの取り組みを全国で展開してきた。また、技術協力プロジェクト「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」（2017 年 7 月～2022 年 7 月）では、一次から二次レベルの医療施設²において、既存の妊産婦保健サービスと NCDs サービスが共に関連付けられながら向上することを目指し、高血圧及び糖尿病に重点を置いた公的な医療サービスの構築及び導入支援病院サービスの質改善のための病院管理強化、CSG を活用した NCDs 予防活動を実施した。

バングラデシュ政府からは、「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」で実施したコミュニティの動員も含めた NCDs 医療サービスの他地域への拡大、そして都市保健を含めた更なる NCDs サービス体制強化が求められており、技術協力プロジェクト「非感染性疾患対策強化プロジェクト」が要請されるに至った。

本詳細計画策定調査は、現行「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」の成果等を踏まえ、バングラデシュ側関係者との協議や聞き取り、視察等を通じ、本プロジェクトの協力枠組みを検討するための情報を収集・分析し、現状・課題を確認したうえで、実施体制、成果と活動等を整理し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

² 一次医療施設：コミュニティクリニック、郡病院、都市診療所、二次医療施設：県病院

(1) 国内準備期間 (2022年7月上旬～2022年7月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② バングラデシュ側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2022年7月中旬～2022年8月上旬)

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

・関係機関：

保健家族福祉省 セクターワイドプログラム管理・モニタリング (Sector Wide Program Management and Monitoring: SWPMM)、保健経済・財政 (Health Economics and Financing: HEF)³、非感染性疾患対策課 (Noncommunicable Disease Control: NCD)、地域に根差したヘルスケア課 (Community Based Health Care: CBHC)、病院サービス管理課 (Hospital Services Management: HSM)、ライフスタイル、保健教育・促進課 (Lifestyle, and Health Education & Promotion: L&HEP)

・現地調査サイト：

ダッカ市、ノルシンディ県、コックスバザール県、コミッタ県、ブラモンバリア県

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

³ セクターワイドプログラム管理・モニタリング (SWPMM)、保健経済・財政 (HEF) はオペレーショナルプラン (OP) の名前であり、SWPMMは保健家族福祉省のPlanning Wing (計画) が管轄、HEFはMOHFWのHealth Economic Unit (医療経済ユニット) が管轄している。

- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WHO、ADB、UNICEF、世界銀行、USAID、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) 現行プロジェクト「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」の現状・課題の把握及び本プロジェクト介入内容の情報収集・整理
 - カ) プロジェクトの協力対象地域
 - キ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
 - ク) その他事前評価に必要となる情報（ジェンダー配慮、横断的事項等）
- ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦担当分野に係る調査結果をJICAバングラデシュ事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年8月中旬～2022年8月下旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

2022年8月19日(金)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）（調査における面談議事録・収集資料一式を含む）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 7 月 15 日～8 月 2 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) NCDs 対策（JICA/技術参与）
 - ウ) 協力企画（JICA）
 - エ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA バングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、JICA 職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳備上：なし

- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：JICA バングラデシュ事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム（TEL:03-5226-8366）にて配付します。
 - ・「非感染性疾患対策強化プロジェクト」案件概要表（案）
 - ・「非感染性疾患対策強化プロジェクト」要請書
 - ・「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」業務進捗報告書
 - ・「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」専門家業務完了報告書
 - ・「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」案件概要表
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依

頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上